比　較　見　積　省　略　理　由

本契約は、総合訓練センター第一射撃場2階機械室にある動力盤の盤内機器が焼損したため、その影響がどこまで及んでいるか調査し、補修工事を行うものである。

当該不良箇所は、外観だけでは特定できず、業者により機器やケーブル等を分解、調査し、原因箇所を特定する必要があるため、適正な比較見積が期待しえないものである。

これらのことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項3号により、比較見積を省略し、施工性及び即応性に優れており、かつ実績も有している（株）鐵興から見積書を徴するものである。

また、予定価格と対査した結果、見積価格についても適正であった。